

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 17 (P82)

1 本文について

「密接な関連」とは、当該寮に居住している看護師等が当該病院の救急業務上必要な際には看護スタッフとして即応できる看護体制にあること、かつ、当該病院に勤務する看護師等の厚生施設等（看護師詰所及び休憩室等）の病院機能の一部が当該寮等に存することをいう。

2 要件 1 について

当該病院が既存の病院である場合は、救急病院として県知事が認定していること。
病院の新設に伴い看護師等の寮を同時に建設する場合は、次の各号のすべてに該当すること。

- (1) 病院と寮は、同一敷地内で一体として建築されること。
- (2) 病院の開設許可の事前協議を踏まえて、県地域医療連携課長から次に掲げるすべてに該当することが確認できること。
 - ア 医療審議会の議を踏まえて、当該病院の開設許可が確実であること
 - イ 当該病院の計画内容が「救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項」の基準に照らして支障ないこと
 - ウ 当該病院の開設者又は開発予定者から、病院開設の際には県知事あてに救急業務に関し協力する旨の申出を行う意思があることを踏まえて、救急病院として認定することに支障がないこと
 - エ 当該病院の看護師等の計画人員数が、医療法施行規則第 19 条及び社会保険診療報酬に基づく看護体系等に照らして適切であること
- (3) 建築基準法に基づく病院の完了検査済証の交付があるまで、寮を使用しない旨の誓約書があること。

3 要件 2 (2) について

「当該病院に併設」とは同一敷地内であることを原則とするが、同一敷地内に建設することが困難な場合は、隣接地等であっても施設間の往来に支障がなく、その距離が通常同一敷地内と考えられる程度の距離（数十から百メートル）に位置する場合は併設しているものとする。

4 要件 2 (3) について

- (1) 「規模」について

室数は、当該病院の看護師等の定数のおおむね 3 分の 1 程度を目安とするが、当該病院の看護師等の通勤状況等の事情によりやむを得ないと認められる場合は、看護師等の定数の範囲内とすることができる。
- (2) 「設計」について

利用者が主に独身者であることに照らして適切な建築計画であること及び談話室等の共有スペースを設けること。

なお、本提案基準にいう「寮」とは、共同住宅又は寄宿舎であることとする。
- (3) 「託児施設」について

当該病院の職員向けの託児施設は、厚生施設の一部であることから当該病院の用途に包含されるものとする。このため、当該寮に病院機能の一部である託児施設を配置している場合も本提案基準の対象となる。